



新しい「店舗用ポスター」



親子のふれあいをお手伝い

## しずおか 子育て優待カード が新しくなります！

親子のふれ合うきっかけづくりのため、県内で先陣を切ってスタートしたしずおか子育て優待カード事業。この事業が始まってから1年が経過。この度、利便性向上のための変更を加え、新しいカードが誕生しました。ぜひ、新しいカードを持って、お子さんと一緒に買い物に出かけてみてください。親子がふれ合う機会を増やすため、子育て優待カードがお手伝いします。

### 問い合わせ

本庁健康増進課社会福祉係 ☎ (56) 2224

平成18年度新規事業として始めた「しずおか子育て優待カード」。

現在、県下ほとんどの市町が実施もしくは実施予定となり、カードの使用範囲が広がっています。県では、平成18年の夏から県内実施市町でタウンミーティングやアンケート調査を行ない、住民・協賛店舗から多くのご意見をいただきました。

そして、さらなる利便性の向上のため次のような改良を加えた新しいカードが誕生しました。

#### カードの変更点

- ① 携帯電話から店舗を検索できる携帯電話用ホームページを開けます。
- ② 協賛店舗用のポスターを制作します。
- ③ カードを耐久性のあるプラスチック素材の合成紙に変更。携



新しくなったしずおか子育て優待カード素材の変更と、カード右側にQRコード(四角いモザイクのような部分)が追加されました

帯電話ホームページ用のQRコードがカードに付きます。

※QRコード・携帯電話(対応機種)のカメラで撮影することで、アドレスを入力することなく県のホームページにアクセスでき、協賛店舗・施設の閲覧が簡単になります。

新しいカードは役場健康増進課か総合支所保健福祉課で、お手元のカードと交換できます。現在の

カードも交換せずに引き続き使用することも可能です。

なお、この事業は「親子のふれあい」を第一の目的としています。利用されるご家庭の方、協賛してくださる店舗等の皆様のご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

また、この趣旨にご賛同してくださる店舗なども随時申し込みを受け付けております。

◆協賛店舗の一覧表を役場ホームページに掲載しています。暮らしのお役立ちページをご覧ください。また、一覧表は本庁健康増進課にも備えてあります。

◆町外の協賛店舗・施設についての詳細は静岡県ホームページをご覧ください。

<http://www.pref.shizuoka.jp/kikaku/ki-07/>

国民健康保険からお知らせ

問い合わせ

本庁町民課国保年金係  
総合支所保健福祉課福祉係

☎ (56) 2222  
☎ (58) 7071

## ◆国民健康保険の加入・脱退の届出は14日以内に手続きしましょう。

- 就職したら…
- 転入・転出したら…
- 定年退職したら…
- 再就職・転職したら…



必ず国民健康保険に届け出をしましょう。

加入脱退の手続きは14日以内に行う必要があります。届け出が遅れると、右記のような事が起こる場合がありますので注意しましょう。

詳しくは、上記役場問い合わせ先までお電話ください。

### ◆【国保に加入するとき】

保険税は資格を得た月の分から納めるので、加入した月までさかのぼって保険税を納めなくてはなりません。

届け出の日までにかかった医療費は、特別な理由がない限り、全額自己負担になります。

### ◆【国保をやめるとき】

手元にある保険証を使って医療を受けた場合、国保が負担した医療費をあとで返していただきます。ほかの健康保険に入ったとき、知らずに保険料(税)を二重に支払ってしまうことがあります。

創造と生きがいの湯から

問い合わせ

創造と生きがいの湯  
総合支所保健福祉課福祉係

☎ (59) 3628  
☎ (58) 7071

## ◆創造と生きがいの湯の平日の開館時間に変更になります。



4月1日から創造と生きがいの湯の平日の開館時間に変更になります。

- ◆これまで : 平日 午前10時から
- ◆4月1日から: 平日 午後1時から

\*土曜・日曜・祝日については、これまでどおり午前10時からご利用できます。

### ◆利用料金:

150円

### ◆ご利用時間:

平日: 午後1時～午後8時  
土・日・祝日: 午前10時～午後8時

### ◆休館日:

毎週月曜日、祝日の翌日、  
年末年始(12月28日から1月4日)

詳しくは、上記問い合わせ先までお電話ください。

地球温暖化防止活動推進員について

問い合わせ

本庁企画環境課企画環境係

☎ (56) 2221

## ◆地域の地球温暖化防止対策を推進するリーダーを募集します。

地域の地球温暖化防止対策を推進するリーダーを募集します。

所定の研修修了後に、県知事が委嘱します。対象は、町内に在住又は在勤し、満20歳以上の人です。

- ◆受付期間: 4月9日(月)～5月8日(火)
- ◆応募方法: 応募用紙に必要事項を明記し本庁企画環境課まで提出してください。  
(応募用紙は本庁企画環境課にあります。また、役場ホームページより入手可能です)

- ◆問い合わせ: 静岡県地球環境室 ☎054(221)2208  
詳細は静岡県地球温暖化防止活動推進センター  
ホームページ <http://sccca.net>  
または、役場問い合わせ先までお電話ください。

